

改正後	改正前
<p>目次（略）</p> <p>（送状）</p> <p>第九条 荷送人は、利用運送の申込みの際し、次に掲げる事項を記載した送状を一口ごとに提出しなければなりません。ただし、当社が必要がないと認めた事項については、記載する必要がありません。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 運賃、料金（第二十六条の二に規定する積込料及び取卸料、第二十六条の三に規定する待機時間料、第四十四条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、諸掛金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項</p> <p>八 次に掲げる場合は、その旨</p> <p>イ 貨物の車両又は鉄道の車両への積込み又は取卸しを委託するとき。</p> <p>ロ 第四十四条第一項に規定する附帯業務を委託するとき。</p> <p>ハ～チ（略）</p> <p>九（略）</p> <p>（積付け、積込み又は取卸し）</p> <p>第十三条の二 貨物の積付けは、当社の責任においてこれを行います。</p> <p>2 当社は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当社の責任においてこれを行います。</p> <p>（積込料又は取卸料）</p>	<p>目次（略）</p> <p>（送状）</p> <p>第九条 荷送人は、利用運送の申込みの際し、次に掲げる事項を記載した送状を一口ごとに提出しなければなりません。ただし、当社が必要がないと認めた事項については、記載する必要がありません。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 運賃、料金、諸掛金、立替金（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項</p> <p>八 次に掲げる場合は、その旨</p> <p>イ 貨物の鉄道の車両への積込み又は取卸しを委託するとき。</p> <p>ロ 品代金の取立てを委託するとき。</p> <p>ハ～チ（略）</p> <p>九（略）</p> <p>（新設）</p>

第二十六条の二 当社は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

(待機時間料)

第二十六条の三 当社は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第四十四条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当社が別に定める料金を収受します。

(特別費用)

第二十九条 次の各号の一に該当する場合には、これに要した費用は荷送人又は荷受人の負担とします。

一 三 (略)

(附帯業務等及び附帯業務料)

第四十四条 当社は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）等を引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当社の責任においてこれを行います。

2 (略)

(附帯業務等についての責任)

第四十八条 当社が、附帯業務等を引き受けた場合における当社の責任については、第二章第五節（責任）の規定を準用します。

(新設)

(新設)

(特別費用)

第二十九条 次の各号の一に該当する場合には、これに要した費用は荷送人又は荷受人の負担とします。

- 一 集貨又は配達にあたり、荷送人又は荷受人の指示により、ビルディングその他の建物の二階以上の階層、地下室等直接運搬具に積載できない場所から又は場所へ貨物を搬出し又は搬入したとき。
- 二 四 (略)

(附帯業務等)

第四十四条 当社が、貨物利用運送事業に附帯して行う貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務等を引き受けた場合の料金は、当社が別に定める料金表によります。

2 (略)

(附帯業務等についての責任)

第四十八条 当社が、貨物利用運送事業に附帯する業務等を引き受けた場合における当社の責任については、第二章第五節（責任）の規定を

準用します。